

医療連携体制を構築し医療計画に明示

【医療法第30条の4第2項第2号】

4 疾病

(同項第4号に基づき省令で規定)

→ 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項



〈医療法施行規則第30条の28〉

- がん
- 脳卒中
- 急性心筋梗塞
- 糖尿病

5 事業[=救急医療等確保事業]

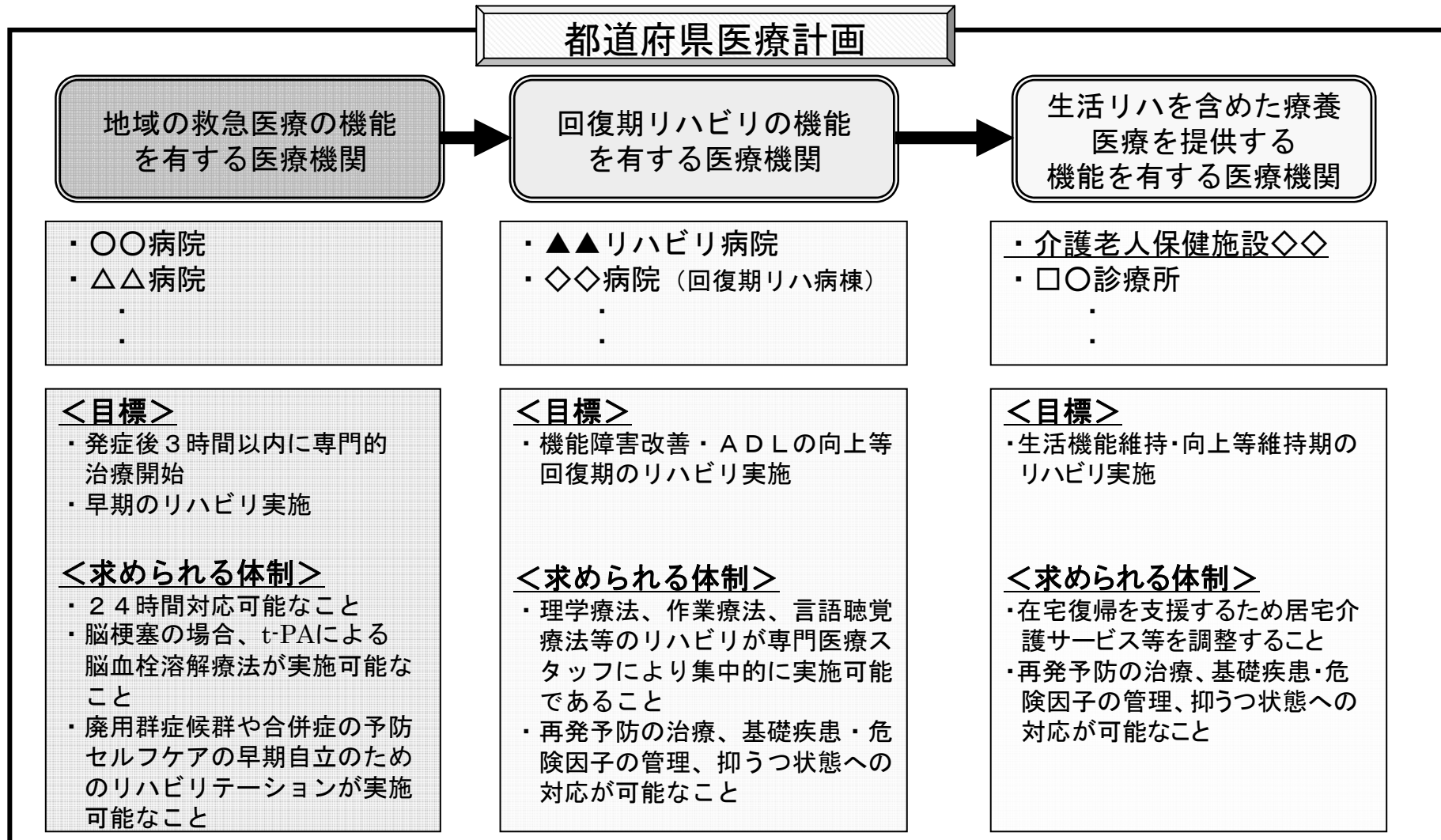
(同項第5号で規定)

→ 医療の確保に必要な事業

- 救急医療
 - 災害時における医療
 - へき地の医療
 - 周産期医療
 - 小児医療(小児救急医療を含む)
-
- 上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

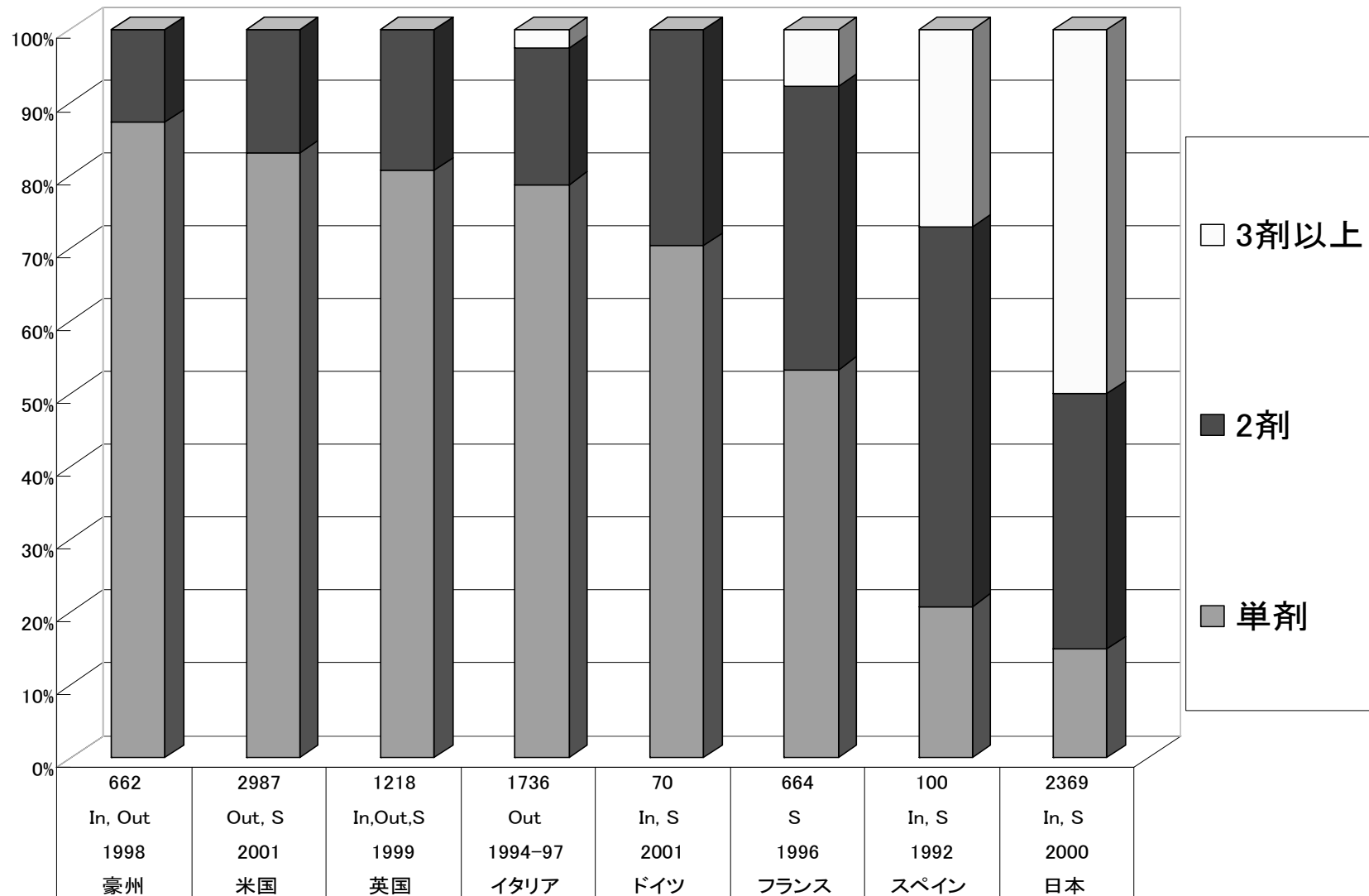
医療計画に医療連携体制を明示

都道府県は、医療計画に、4疾病(がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策)及び5事業(救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)の医療体制それぞれについて、必要な医療機能(目標、求められる体制等)及び担う医療機関・施設の具体的名称を記載し、住民にわかりやすく公表する。



その他精神医療の質の向上に関わる 事項について

抗精神病薬処方調査における欧米と日本の比較



稲垣中, 臨床精神薬理, 6(4):391-401, 2003 を改変
 欧米のデータ中、1つの国のデータが複数ある場合は実施年が新しい報告を採用してグラフ化表示
 文献には3剂、4剂以上と分類されているが、これらを3剂以上としてまとめて表示

精神科病院における医療関係従事者数

(単位:人)

	平成11年	平成14年	平成17年
看護師	36, 224	38, 252	42, 265
准看護師	39, 622	39, 132	37, 090
看護業務補助者	24, 901	26, 194	28, 336
作業療法士	1, 898	2, 771	3, 519
精神保健福祉士	962	2, 260	3, 912

※平成14年、17年の数値は常勤換算したもの

資料:病院報告

精神科医療従事者数の国際比較

	精神病床 人口万対	精神科医師		精神科看護師		精神科ソーシャルワーカー	
		人口10万対数	1人当たりの 病床数	人口10万対数	1人当たりの 病床数	人口10万対数	1人当たりの 病床数
日本	28.4	8.0	35.5	59.0	4.8	5.0	56.8
アメリカ	9.5	10.5	9.0	6.3	15.1	33.6	2.8
イギリス	5.8	11.0	5.3	104.0	0.6	58.0	1.0
イタリア	1.7	9.0	1.9	26.0	0.7	2.7	6.3
カナダ	19.3	12.0	16.1	44.0	4.4	—	—
ドイツ	7.6	7.3	10.4	52.0	1.5	—	—
フランス	12.1	20.0	6.0	—	—	—	—
ロシア	11.8	11.0	10.7	54	2.2	0.6	196.7

資料: Atlas country profiles on mental health resources, WHO, 2001